

列コード	行コード	部門名称
5122-01	5122-011	熱供給業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 35「熱供給業」の活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 4030 蒸気及び温水供給業

列コード	行コード	部門名称
5211-01	5211-011	上水道・簡易水道

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 361「上水道業」のうち、船舶給水業を除く活動を範囲とする。

(品目例示) 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

(注 意 点) ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。

② 船舶給水業については「7189-02、-021 水運施設管理★★」に含める。

(対応する ISIC) 4100 水収集・浄化・供給業

列コード	行コード	部門名称
5211-02	5211-021	工業用水

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 362「工業用水道業」のうち、「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が工業用水の供給を行う活動を範囲とする。

(注 意 点) 地方公共団体以外の者が行う工業用水道事業(上水道を含む)並びに「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は「5211-01、-011 上水道・簡易水道」に含まれる。

(対応する ISIC) 4100 水収集・浄化・供給業

列コード	行コード	部門名称
5211-03	5211-031	下水道★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 363「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

(注 意 点) 本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の付属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「5212-01、-011 廃棄物処理(公営)★★」に含まれる。

(対応する ISIC) 9000 下水道及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業

列コード	行コード	部門名称
5212-01	5212-011	廃棄物処理(公営)★★

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 85「廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

(対応する ISIC) 9000 下水道及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業

列コード	行コード	部門名称
5212-02	5212-021	廃棄物処理(産業)

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 85「廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動の範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。

(品目例示) し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

(対応する ISIC) 9000 下水道及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業

11 商業・金融・保険、不動産

列コード	行コード	部門名称
6111-01	6111-011	卸売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 49~54の「卸売業」の活動を範囲とし、その生産額は、

卸売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分並びに食糧管理特別会計、アルコール専売事業特別会計、独立行政法人農畜産業振興機構及び日本スポーツ振興センター、地方政府の市場事業の活動を範囲に含む。

(注 意 点) 再生資源卸売業の活動は「3921-01、-011 再生資源回収・加工処理」部門に含まれる。

- (対応する ISIC) 5010 自動車販売業
 5030 自動車部品、付属品販売業
 5110 手数料又は契約制による卸売業
 5121 農産品原料及び生き物卸売業
 5122 食料品、飲料及びたばこ卸売業
 5131 織物、衣料及び履物卸売業
 5139 その他の家庭用品卸売業
 5141 固定・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業
 5142 金属及び金属鉱石卸売業
 5143 建設材料、金物類及び衛生・暖房設備器具卸売業
 5149 その他の中間製品、廃棄物及びくず卸売業
 5151 コンピュータ、コンピュータ周辺機器及びソフトウェア卸売業
 5152 電子・電気通信部品及び機器卸売業
 5159 その他機械器具卸売業
 5190 その他の卸売業

列コード	行コード	部門名称
6112-01	6112-011	小売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 55～60「小売業」の活動を範囲とし、その生産額は、小売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずそれぞれ製造業部門に含める。

(品目例示) 製造小売の例：男子服小売、菓子小売、

パン小売、豆腐・かまぼこ等加工食品小売、料理品小売、家具小売、建具小売、畳小売、宗教用具小売

- (対応する ISIC) 5010 自動車販売業
 5030 自動車部品、付属品販売業
 5040 オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業
 5211 食料品、飲料又はたばこが主な非専門店の小売業
 5219 その他の非専門店小売業
 5220 食料品、飲料及びたばこの専門店による小売業
 5231 医薬品、医療品及び化粧品・洗面用品小売業
 5232 織物、衣料、履物及び革製品小売業
 5233 家庭用具・用品・機器小売業
 5234 金物類、塗料及びガラス小売業
 5239 専門店によるその他の小売業
 5240 店舗による中古品小売業
 5251 通信販売による小売業
 5252 露店及び市場による小売業
 5259 その他の無店舗小売業

列コード	行コード	部門名称
6211-01		金融
	6211-011	公的金融 (帰属利子)
	6211-012	民間金融 (帰属利子)
	6211-013	公的金融 (手数料)
	6211-014	民間金融 (手数料)

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 61「銀行業」、62「協同組織金融業」、63「郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構においては、融資、債務保証業務のみ)、64「貸金業、投資業等非預金信用機関」から 642「質屋」を除いたもの、65「証券業、商品先物取引業」及び 66「補助的金融業、金融附帯業」活動を範囲とする。

(品目例示) 日本銀行、都市銀行、地方銀行 (第二地銀を含む)、信託銀行、インターネット専業銀行、在日外国銀行支店、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、国際協力銀行、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、奄美群島振興開発基金、公営企業金融公庫、農林

中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合（信用事業）、漁業協同組合（信用事業）、農林漁業金融公庫、信用金庫、信金中央金庫、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、労働金庫、労働金庫連合会、住宅金融公庫（資金貸付）、住宅金融専門会社、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（融資事業）、独立行政法人福祉医療機構、年金資金運用基金（貸付事業）、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道助成）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（融資事業）、短資会社、証券金融会社、全国信用保証基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（融資事業）、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社、証券会社、証券投資信託委託会社、証券投資顧問会社、証券取引所

- (注意点) ① 公的金融とは、中央銀行たる日本銀行、3特別会計（財政融資資金、産業投資、都市開発資金融通）、2政策金融銀行（日本政策投資銀行、国際協力銀行）、6金融公庫（国民生活金融公庫、住宅金融公庫、公営企業金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）、日本郵政公社（郵便貯金、郵便為替、郵便振替）、並びに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道助成）、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構（融資事業）、独立行政法人福祉医療機構、年金資金運用基金（貸付事業）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（融資事業）、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（融資事業）である。これ以外の金融機関はすべて民間金融機関となる。
- ② 生命保険業、損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含まれず、「6212-01、-011 生命保険」及び「6212-02、7021 損害保険」に含める。
- ③ 公営質屋事業は、昭和45年表では政府系金融機関となっているが、本来福祉サービスを提供すると見られることから、

50年表以降は「8111-01、-011 公務（中央）★★」又は「8112-01、-011 公務（地方）★★」に含めている。

- ④ 昭和50年表以降、金融の行部門を公的と民間に分割したのは、SNAの取得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させると共に、産出構造の差異を明瞭にするためである。
- ⑤ 定義上「金融」に含まれているノンバンクについては、平成2年表までは適当な推計資料、推計方法がないため推計を行っていなかったが、平成7年表以降については、経済の実態に対応させるべく推計を行っている。
- (対応する ISIC) 6511 中央銀行
6519 その他の預金取扱機関
6592 その他の信用供与機関
6599 他に分類されないその他の金融仲介業
6711 金融市場管理業
6712 証券取引業
6713 他に分類されない補助的金融仲介業

列コード	行コード	部門名称
6212-01	6212-011	生命保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 671「生命保険業」、細分類 6741「生命保険媒介業」並びに小分類 673「共済事業」及び細分類 6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、生命保険事業を範囲とする。

(品目例示) 生命保険、保険年金、簡易生命保険法に規定されていた生命保険及び年金、生命保険再保険、生命保険代理店、農協共済（生命保険共済等）の再共済

- (注意点) ① 本部門には、住宅金融公庫の団体信用生命保険事業、簡易生命保険法に定められていた簡易生命保険事業、外国保険会社のうち保険業法に定める免許を受けた者が本邦で営む生命保険事業を含める。
- ② 生命保険会社は純保険的サービスの生産と同時に、結合生産物として金融の帰属サービスをも生み出すと考えられ

るので、昭和 60 年表において行部門に
 帰属利子の行を設けることを検討した
 が、68SNA 解釈上設けないことになった
 (93SNA の解釈も 68SNA の解釈から変更
 されていない)。

(対応する ISIC) 6603 生命保険業
 6720 補助的保険業・年金基金業

列コード	行コード	部門名称
6212-02	6212-021	損害保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 672「損害保
 険業」、細分類 6742「損害保険代理業」、細
 分類 6743「共済事業媒介代理業」、細分類
 6751「保険料率産出団体」、細分類 6752「損
 害査定業」並びに、小分類 673「共済事業」
 及び細分類 6759「その他の保険サービス業」
 に含まれる事業のうち、損害保険事業を範
 囲とする。

(品目例示) 火災保険、地震保険、海上保険、自動車
 保険(自賠責、任意)、盗難保険、運送保険、
 損害保険再保険、貿易保険、損害保険再代
 理店、農協共済(火災保険、自動車共済等)
 の再保険・再々共済

(注 意 点) 本部門には、政府の保険及び再保険特別
 会計、住宅金融公庫(住宅融資保険)、中小
 企業金融公庫(信用保険事業)、独立行政法
 人農林漁業信用基金が行う保険事業を含め
 るほか、外国保険会社のうち保険業法に定
 める免許を受けた者が本邦で営む損害保険
 事業を含める。

(対応する ISIC) 6603 損害保険業
 6720 補助的保険・年金基金業

列コード	行コード	部門名称
6411-01	6411-011	不動産仲介・管理業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 681「建物売
 買業、土地売買業」のうちの不動産取引の
 代理、仲介を行う活動、682「不動産代理業・
 仲介業」及び 694「不動産管理業」の活動
 を範囲とする。

(品目例示) 不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介
 手数料、不動産管理手数料

(注 意 点) ① 建物売買業における建設活動は、本部

門に含めず、建設部門に含める。

② 土地売買業の活動は、取引上の代理・
 仲介等の手数料のみが生産額に計上さ
 れ、土地造成等に要する費用は建設部門
 に含める。

(対応する ISIC) 7010 自己所有資産又はリース資産の不
 動産業
 7020 料金又は契約制による不動産業

列コード	行コード	部門名称
6411-02	6411-021	不動産賃貸業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 691「不動産
 賃貸業(貸家業、貸間業を除く)」のうち、
 細分類 6912「土地賃貸業」を除く活動を範
 囲とする。

(品目例示) 不動産賃貸料(貸店舗(店舗併用住宅の
 場合は貸店舗部分のみ)、貸ビル、貸倉庫等)

(注 意 点) 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、
 「6421-01、-011 住宅賃貸料」に含める。

(対応する ISIC) 7010 自己所有資産又はリース資産の不
 動産業
 7020 料金又は契約制による不動産業

列コード	行コード	部門名称
6421-01	6421-011	住宅賃貸料

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 692「貸家業、
 貸間業」の活動を範囲とする。

(注 意 点) 平成 12 年表において、平成 7 年表の列・
 行部門「6421-01、-011 住宅賃貸料」を借
 家と帰属家賃とに分け、「6421-01、-011 住
 宅賃貸料」、「6422-01、-011 住宅賃貸料(帰
 属家賃)」に分割。

(対応する ISIC) 7010 自己所有資産又はリース資産の不
 動産業
 7020 料金又は契約制による不動産業

列コード	行コード	部門名称
6422-01	6422-011	住宅賃貸料(帰属家賃)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 持家の使用によって生ずるサービスを範
 囲とし、その生産額は、住宅の所有の如何
 を問わず、家計の使用するすべての住宅及

び店舗併用住宅の住居部分の賃貸賃料に相当するものとする。

(注 意 点) 平成 12 年表において、平成 7 年表の列・行部門「6421-01、-011 住宅賃貸料」を借家と帰属家賃とに分け、「6421-01、-011 住宅賃貸料」、「6422-01、-011 住宅賃貸料(帰属家賃)」に分割。

12 運 輸

列コード	行コード	部門名称
7111-01	7111-011	鉄道旅客輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 42「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動及び細分類 4851「鉄道施設提供業」の活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

(品目例示) JR、公・民営の鉄道・軌道(普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車)の旅客輸送

(注 意 点) ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の生産額に含めない。

② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

③ 平成 12 年表において、平成 7 年表の行部門「7111-011 鉄道旅客輸送(JR)」と「7111-012 鉄道旅客輸送(除JR)」を統合。

(対応する ISIC) 6010 鉄道輸送業

6021 その他の定期旅客陸上輸送

列コード	行コード	部門名称
7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 42「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

(品目例示) JR、民営鉄道の貨物輸送

(注 意 点) 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01、-011 貨物利用運送」部門に含める。

(対応する ISIC) 6010 鉄道輸送業

列コード	行コード	部門名称
7121-01	7121-011	バス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 43「道路旅客運送業」のうち、小分類 432「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類 4399「他に分類されない道路旅客運送業」を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送

(対応する ISIC) 6021 その他の定期旅客陸上輸送

6022 その他の不定期旅客陸上輸送

列コード	行コード	部門名称
7121-02	7121-021	ハイヤー・タクシー

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 432「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類 4399「他に分類されない道路旅客運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ハイヤー・タクシー業、軽車両による旅客輸送

(注 意 点) 自動車運転代行業は「8619-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

(対応する ISIC) 6022 その他の不定期旅客陸上輸送

列コード	行コード	部門名称
7122-01	7122-011	道路貨物輸送(除自家輸送)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 44「道路貨物運送業」のうち、小分類 444「集配利用運送業」を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) トラック運送業(一般貨物(特別積合せ貨物含む)、特定貨物、貨物軽自動車)、軽車両などによる貨物輸送

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表の列・行部門「7122-01、-011 道路貨物輸送」を「道路貨物輸送(除自家輸送)」に名称変更。

(注 意 点) 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01、-011 貨物利用運送」部門に含める。